

# 仕 様 書

## 1. 件名

「スマート I o T ビル用ネットワーク通信設備」内の「動線トラッキング機能付き無線 LAN 装置」の年間保守契約

## 2. 保守の概要

国立研究開発法人産業技術総合研究所人間拡張研究センターでは、「戦略的イノベーション創造プログラム（S I P）第3期／バーチャルエコノミー拡大に向けた基盤技術・ルールの整備／コミュニケーションを拡張するインターバース技術の研究開発」において、実世界とバーチャル世界を融合するインターバース技術を用いてコミュニケーションを拡張する研究開発を実施する。

本件の保守対象となる「動線トラッキング機能付き無線 LAN 装置」は実世界における人の位置を計測する機能を有する無線通信装置であり、施設内における人の位置を遠隔地に共有するための基本機能を提供する装置として現在活用している。

本件は当該装置に関してこれまでに締結していた保守契約を1年間更新するものである。

## 3. 保守対象物

### (1) 無線 LAN アクセスポイント

- ・メーカー名：Juniper Networks
- ・型番：AP41-WW
- ・数量：39 個
- ・取得年月日：2019/02/07

### (2) PoE スイッチ

- ・メーカー名：Cisco
- ・型番：WS-C2960X-48FPD-L
- ・数量：2 個
- ・取得年月日：2019/02/07

### (3) アクティブオプティカルケーブル

- ・メーカー名 : Cisco
- ・型番 : SFP-10G-AOC2M
- ・数量 : 4 個
- ・取得年月日 : 2019/02/07

#### (4) 変換モジュール

- ・メーカー名 : Cisco
- ・型番 : CVR-QSFP-SFP10G
- ・数量 : 4 個
- ・取得年月日 : 2019/02/07

### 4. 保守内容

#### 4-1. 保守契約期間

2025/02/01～2026/01/31

#### 4-2. 履行場所

千葉県柏市柏の葉6丁目2-3 東京大学柏 II キャンパス内  
国立研究開発法人産業技術総合研究所  
柏センター 社会イノベーション棟

#### 4-3. 保守項目及び内容

「3. 保守対象物」に示す機器について、「4-1. 保守契約期間」で定める期間、「4-2. 履行場所」に示す場所においてオンサイト保守を行うこと。対応時間は平日 9:00 から 17:00 とする。

### 5. 貸与品(支給品)

なし

### 6. 故障時の対応

保守対象物に故障もしくは不具合が発生した場合、調達請求者からの連絡により、速やかに応急処置等の助言・指示を行うこと。また、電話対応での解決が困難な場合は、専門技術者等を現場に派遣し修理等作業を実施すること。

その際、部品交換が必要でそれが保守の範囲内である場合は速やかに交換等対処すること。範囲外の場合は、調達請求者に連絡するとともに、調達担当者に申し出て協議を行うこと。

## 7. 特記事項

- (1) 保守作業中に、本仕様書に定める以外の不測の修理箇所が発見された場合は、速やかに調達請求者に連絡すること。調達請求者は、調達担当者と協議のうえ適切な指示を行う。なお、不測の修理箇所の修理が、本契約の範囲内において困難と判断された場合は、修理作業を一時中断し、その旨を調達担当者に申し出て協議するものとする。
- (2) サプライチェーン・リスクに対応するため、別紙に記載する事項に従って契約を履行しなければならない。

## 8. 納入物品

保守計画書：保守工程等を記載した保守計画書を作成し、保守開始前に調達請求者に提出すること。（部数：1部）

電子媒体の場合、原則としてUSBメモリ等の外部電磁的記録媒体以外で納入すること。

作業報告書：作業日や作業内容を記録した作業報告書を作成し、作業完了後に調達請求者に提出すること。なお、交換部品については、保証期間を明記すること。（部数：1部）

## 9. 納入の完了

「8. 納入物品」に記載された納入物品が過不足なく納入され、仕様書を満たしていることを確認して、納入の完了とする。

## 10. 納入期限

保守計画書：2025年1月31日

作業報告書：作業完了後2週間以内

## 11. 納入場所

千葉県柏市柏の葉6丁目2-3 東京大学柏IIキャンパス内

## 1 2. 付帯事項

- (1) 本件保守により、交換した部品における能力内の使用中に発生した保証期間内の故障については、その修理、調整等責任をもって無償で行うこと。
- (2) 本件保守作業終了後は作業場の清掃を行い、作業に際して発生する養生その他の残材は、請負者が持ち帰ること。
- (3) 請負者は、本件保守作業で発生する廃棄部品等の処分を負担し、法令により適切に処分すること。
- (4) 本仕様書の技術的内容及び知り得た情報に関しては、守秘義務を負うものとする。
- (5) 本仕様書の技術的内容に関する質問等については、調達請求者と協議すること。また、本仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、調達担当者と協議のうえ決定する。

## サプライチェーン・リスク対応に係る特記事項

### 1. サプライチェーン・リスクへの対応

受注者は、機器等の意図的な不正改造及び情報システム又はソフトウェアに不正なプログラムを埋め込むなど、国立研究開発法人産業技術総合研究所（以下、「産総研」という。）の意図しない変更が加えられたときに生じ得る情報の漏えい若しくは破壊又は機能の不正な停止、暴走その他の障害等の情報セキュリティ上のリスク（以下「サプライチェーン・リスク」という。）に対応するため、受注者は「IT 調達に係る国の物品等又は役務の調達方針及び調達手続に関する申合せ」（平成 30 年 12 月 10 日関係省庁申合せ）に基づく対応を図らねばならない。

### 2. 意図しない変更に対する対策

- ①受注者は、本業務の履行に際して、サプライチェーン・リスクが潜在すると知り、又は知り得るべきソースコード、プログラム等（以下「ソースコード等」という。）の埋込み又は組込みその他産総研担当者の意図しない変更を行ってはならない。
- ②受注者は、本業務の履行に際して、サプライチェーン・リスクが潜在すると知り、又は知り得るべきソースコード等の埋込み又は組込みその他産総研担当者の意図しない変更が行われないうに相応の注意をもって管理しなければならない。
- ③受注者は、本業務の履行に際して、情報の窃取等により研究所の業務を妨害しようとする第三者から不当な影響を受けるおそれのある者が開発、設計又は製作したソースコード等（受注者がその存在を認知し、かつ、サプライチェーン・リスクが潜在すると知り、又は知り得るべきものに限り、主要国において広く普遍的に受け入れられているものを除く。）を直接又は間接に導入し、又は組み込む場合には、これによってサプライチェーン・リスクを有意に増大しないことを調査、試験その他の任意の方法により確認又は判定するものとする。

### 3. サプライチェーン・リスクにかかる調査の受入れ体制

- ①受注者は、本業務に産総研担当者の意図しない変更が行われるなど不正が見つかったときは、追跡調査や立入検査等、産総研と連携して原因を調査し、サプライチェーン・リスクを排除するための手順及び体制を整備し、当該手順及び体制を示した書面を産総研担当者に提出しなければならない。

### 4. サプライチェーン・リスクを低減するための対策

- ①受注者は、サプライチェーン・リスクを低減する対策として、本業務の設計、構築、運用・保守の各工程における不正行為の有無について定期的または必要に応じて監査を行う体制を整備するとともに、本業務により産総研に納入する納入物品に対して意図しない変更が行われるリス

クを回避するための試験を行わなければならない。当該試験の項目は、情報セキュリティ技術の趨勢、対象の情報システムの特性等を踏まえ、受注者において適切に設定するものとする。

②機器の納入であり、かつ、設計、構築、運用・保守の各工程が存在しない場合は、4. ①の対応は不要。

## 5. 受注者の業務責任者等

①受注者は、本業務の履行に従事する業務責任者及び業務従事者（契約社員、派遣社員等の雇用形態を問わず、本業務の履行に従事する全ての従業員をいう。以下同じ。）を必要最低限の範囲に限るものとする。

②機器納入であり、かつ、設計、構築、運用・保守の各工程が存在しない場合は、5. ①の対応は不要。

## 6. 再委託

### 6.1 本業務の第三者への委託の制限

受注者は、産総研の許可なく、本業務の一部又は全部を第三者（再委託先）に請け負わせてはならない。ただし、6.2 に定める事項を遵守する場合はこの限りではない。

### 6.2 第三者への委託に係る要件

- ①受注者は、本業務の一部又は全部を第三者に再委託するときは、再委託先の事業者名、住所、再委託対象とする業務の範囲、再委託する必要性について記載した承認申請書を、委託元である産総研に提出し、書面による事前承認を受けなければならない。
- ②受注者は、本業務の一部又は全部を第三者に再委託するときは、再委託した業務に伴う再委託者の行為について、全ての責任を負わなければならない。
- ③受注者は、知的財産権、情報セキュリティ（機密保持を含む。）及びガバナンス等に関して、本仕様書が定める受注者の責務を再委託先も負うよう、必要な処置を実施し、その内容について委託元である産総研の承認を得なければならない。
- ④受注者は、受注者がこの仕様書の定めを遵守するために必要な事項について本仕様書を準用して、再委託者と約定しなければならない。
- ⑤受注者は、前号に掲げる情報の提供に加えて、再委託先において本委託事業に関わる要員の所属、専門性（情報セキュリティに係る資格・研修実績等）、実績及び国籍についての情報を委託元である産総研へ提出すること。
- ⑥受注者は、再委託先において、産総研の意図しない変更が加えられないための管理体制について委託元である産総研に報告し、許可又は確認（立入調査）を得ること。

## 7. その他

- ①提出された資料等により産総研担当者に報告された内容について、サプライチェーン・リスクが懸念され、これを低減するための措置を講じる必要があると認められる場合に、調達担当者は受注者に是正を求めることがあり、受注者は相当の理由があると認められるときを除きこれに応じなければならない。
- ②産総研は、受注者の責めに帰すべき事由により、本情報システムに産総研担当者の意図しない変更が行われるなど不正が見つかった場合は、契約条項に定める契約の解除及び違約金の規定を適用し、本業務契約の全部又は一部を解除することができる。